

(写)

3 三 総 政 第 194 号

令 和 3 年 8 月 25 日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

### 議案の送付について

令和3年第3回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第32号 三鷹市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 三鷹市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 三鷹市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事請負契約の締結について
- 議案第37号 三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者の指定について
- 議案第38号 三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第39号 三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について
- 議案第40号 令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第41号 令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第42号 令和2年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和2年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和2年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 令和2年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 令和2年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 令和2年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 32 号

三鷹市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

三鷹市特定個人情報保護条例（平成27年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、情報提供ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣へ変更されたこと等に伴い、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 33 号

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条」を「第19条第11号」に改める。

別表第1の13の項を削り、同表の14の項を同表の13の項とし、同表の15の項を同表の14の項とし、同表の16の項を同表の15の項とする。

別表第2の13の項を削り、同表の14の項中

「

- |                                      |
|--------------------------------------|
| (5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの              |
| (6) 子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの        |
| (7) ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |

」

を

「

- |                                       |
|---------------------------------------|
| (5) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの              |
| (6) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの            |
| (7) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの          |
| (8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの               |
| (9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの      |
| (10) 子ども・子育て支援関係情報であって規則で定めるもの        |
| (11) ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |

」

に改め、同項を同表の13の項とし、同表の15の項を同表の14の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の条項等を改めるとともに、独自利用事務の規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 34 号

三鷹市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



## 三鷹市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年三鷹市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者（市立学校の校長、教員及び事務職員にあっては、教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の指定する職員の面前において」を削り、「に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」を「を任命権者（市立学校の校長、教員及び事務職員にあっては、教育委員会。以下同じ。）に提出しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他緊急の理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

職員の服務の宣誓における面前及び押印を不要とするため、本案を提出します。

議案第 35 号

三鷹市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年三鷹市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第11条第5項中「記載し、提出者がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

審査の申出の手續等における書面への押印を不要とするため、本案を提出します。

議案第 36 号

三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事請負契約の締結について

三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

### 1 契約の目的

三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事

### 2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

### 3 契約の金額

3億9,270万円

### 4 契約の相手方

東京都三鷹市上連雀一丁目9番1号

TSUCHIYA・入月建設共同企業体

代表者 TSUCHIYA株式会社 西東京営業所

所長 吉川 昭彦

構成員 入月建設株式会社

代表取締役社長 入月 裕樹

## 提案理由

三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

## 参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 参考資料

### 三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事概要

#### 1 工事概要

##### (1) 工事場所

三鷹市牟礼六丁目 12 番 30 号

##### (2) 工事内容

ア 屋根の改修

イ 外壁の補修及び鉄部塗装

ウ 設備改修に伴う天井の改修

エ 空調設備及び換気設備の改修

オ エレベーターの改修

カ 照明器具のLED化

##### (3) 工期

契約確定日の翌日から令和4年6月30日まで

#### 2 案内図、配置図、各階平面図、立面図

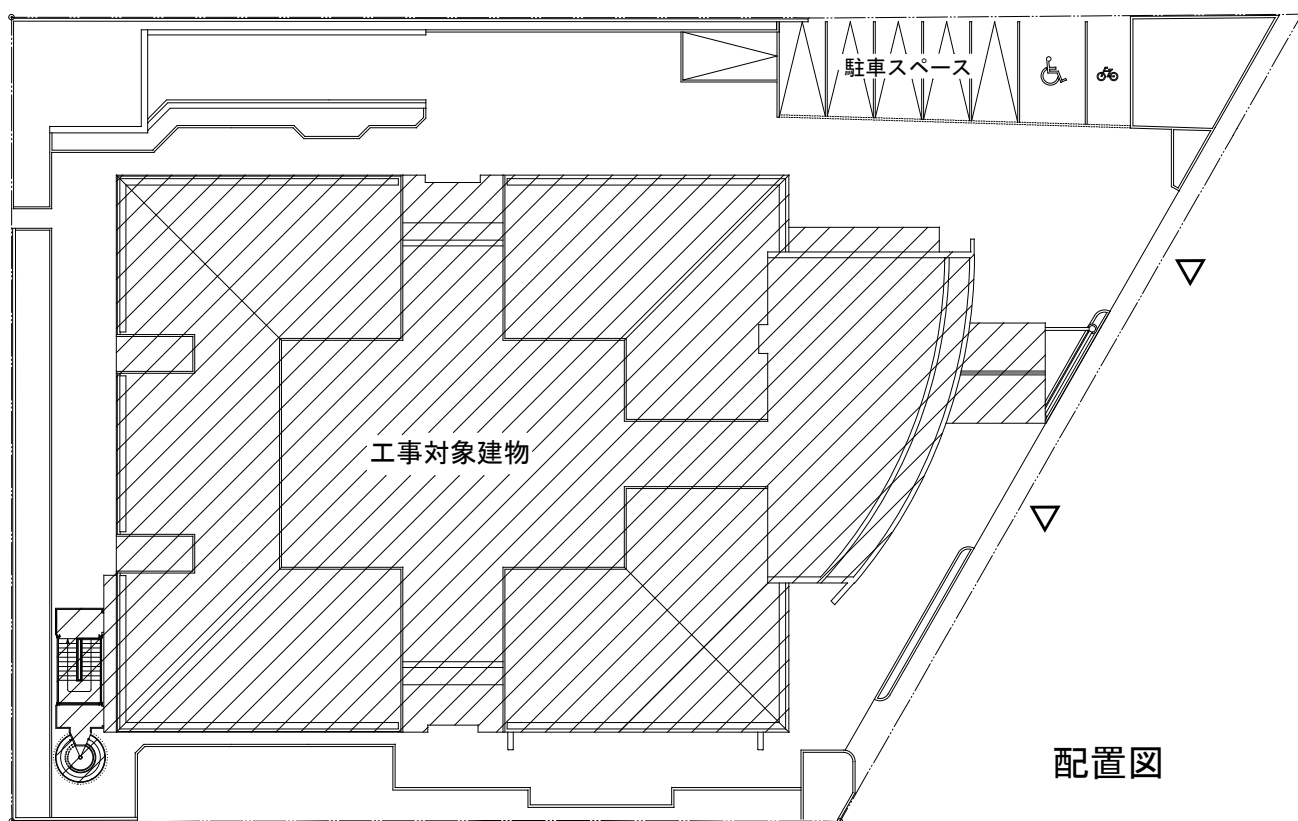
別紙のとおり

# 案 内 図

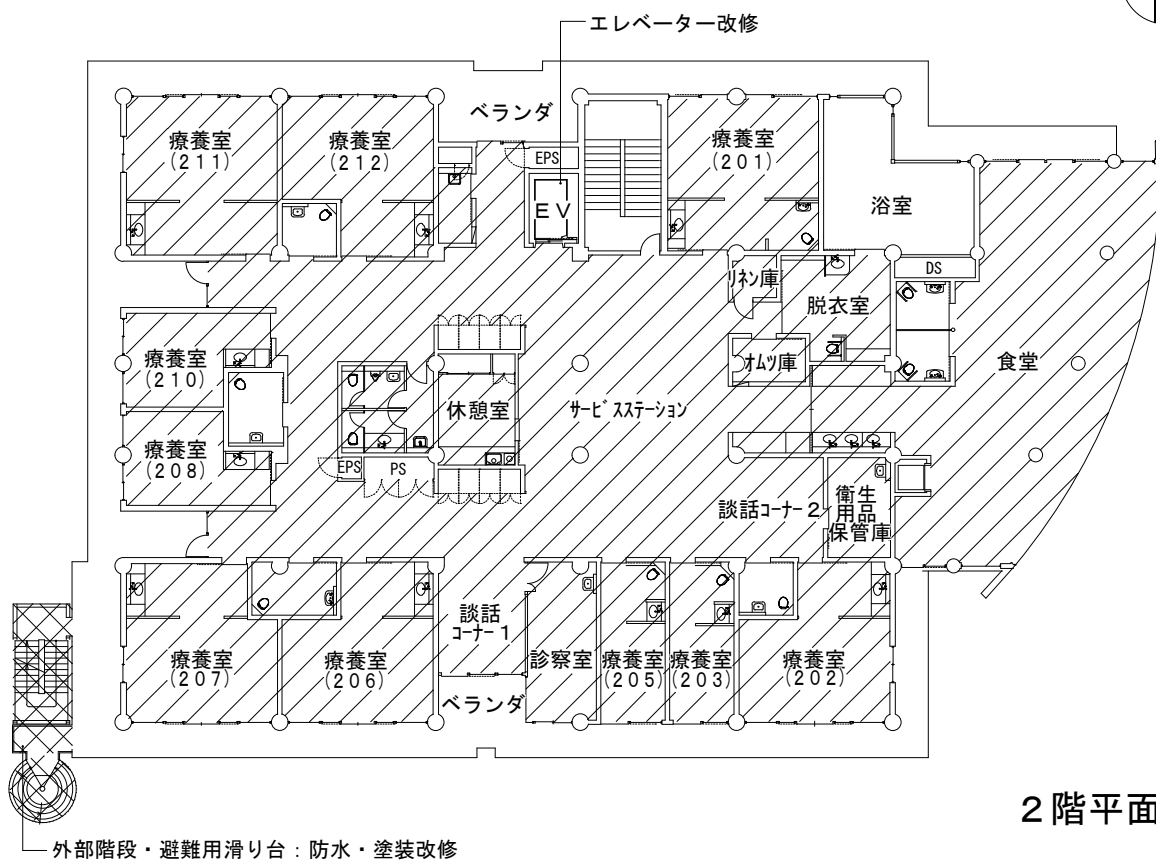
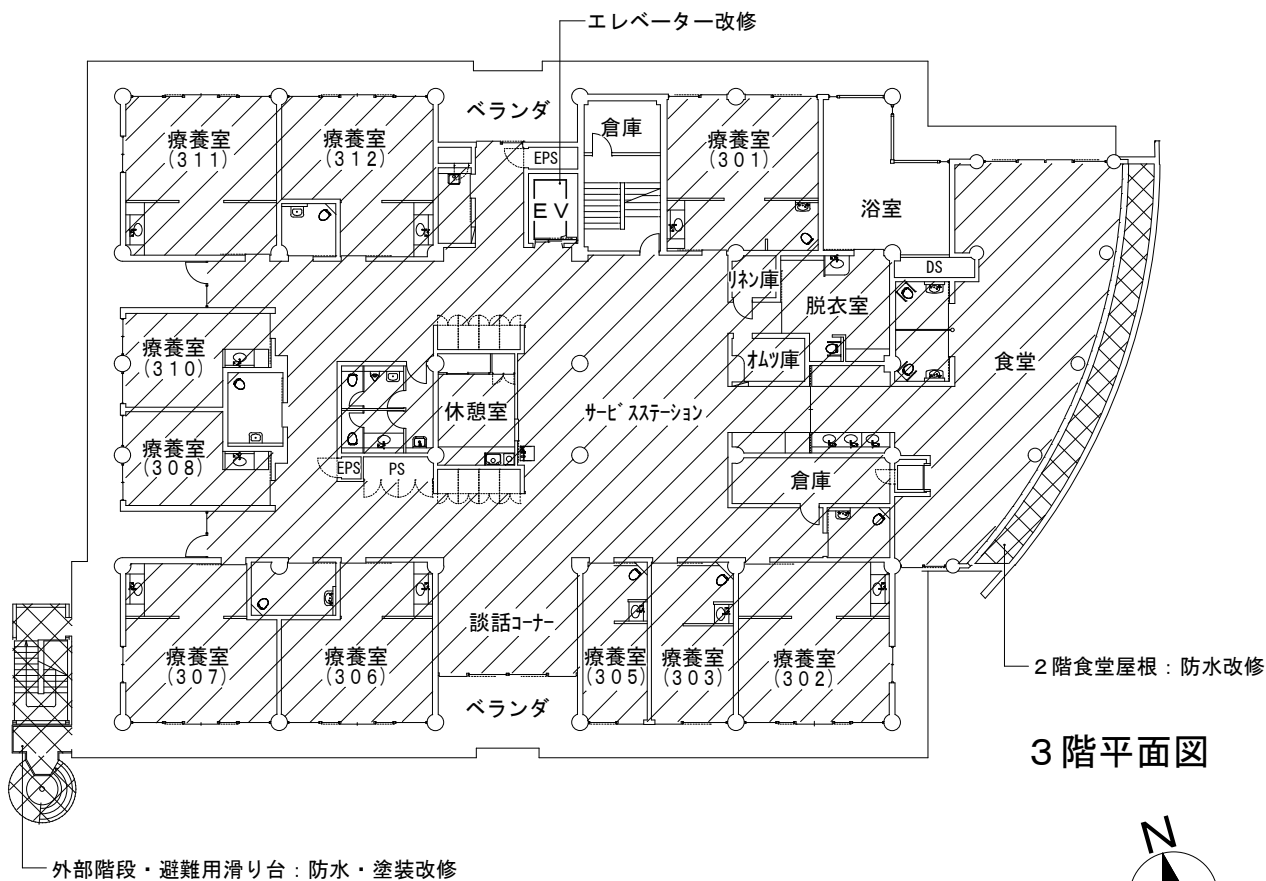
## 三鷹市牟礼老人保健施設大規模改修工事場所



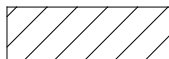




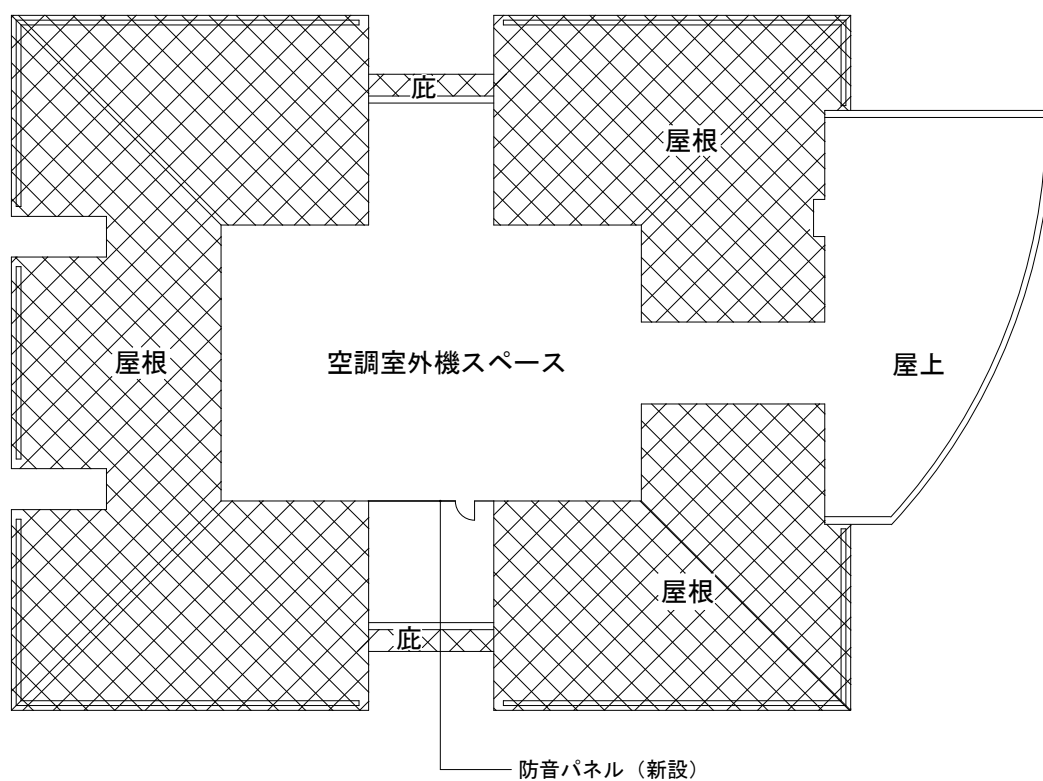




【凡例】



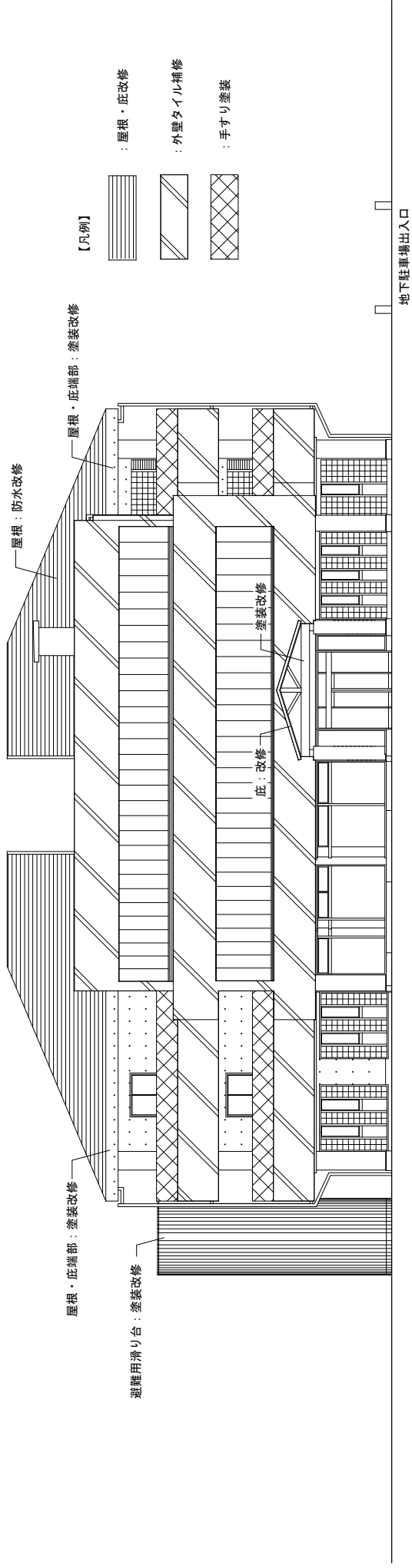
：空調・換気設備改修（天井改修含む）



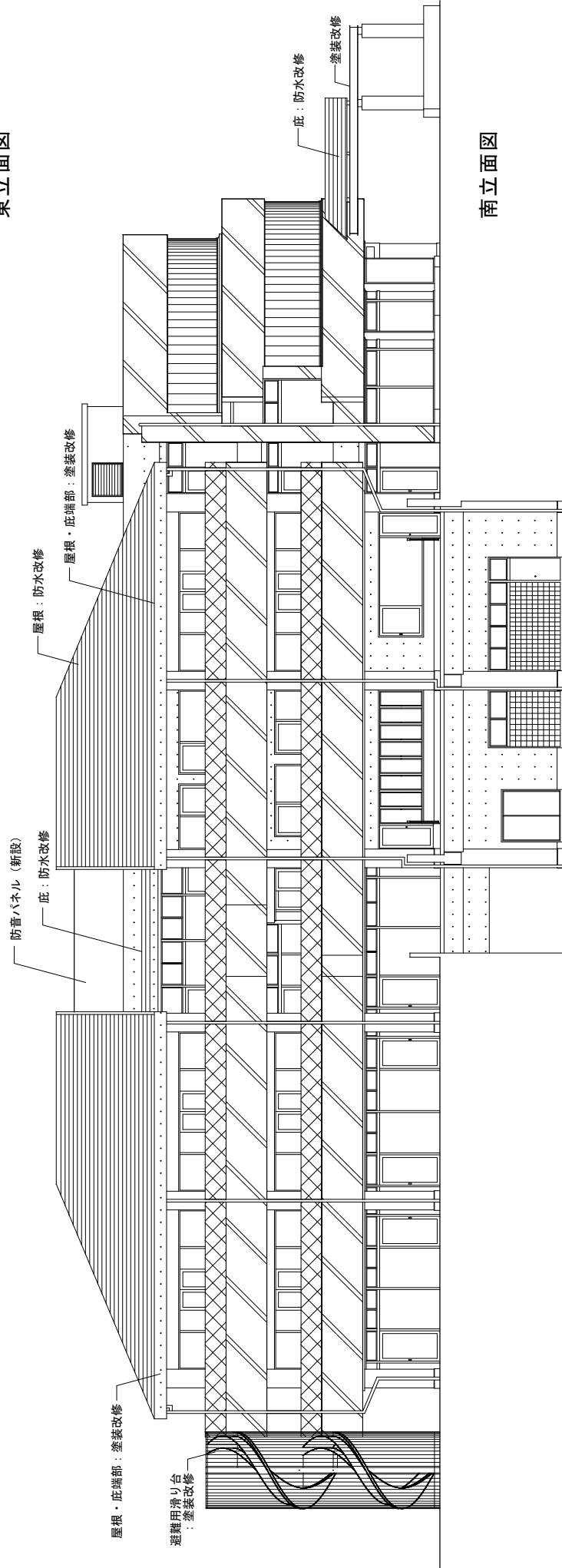
【凡例】

 : 屋根・庇防水改修

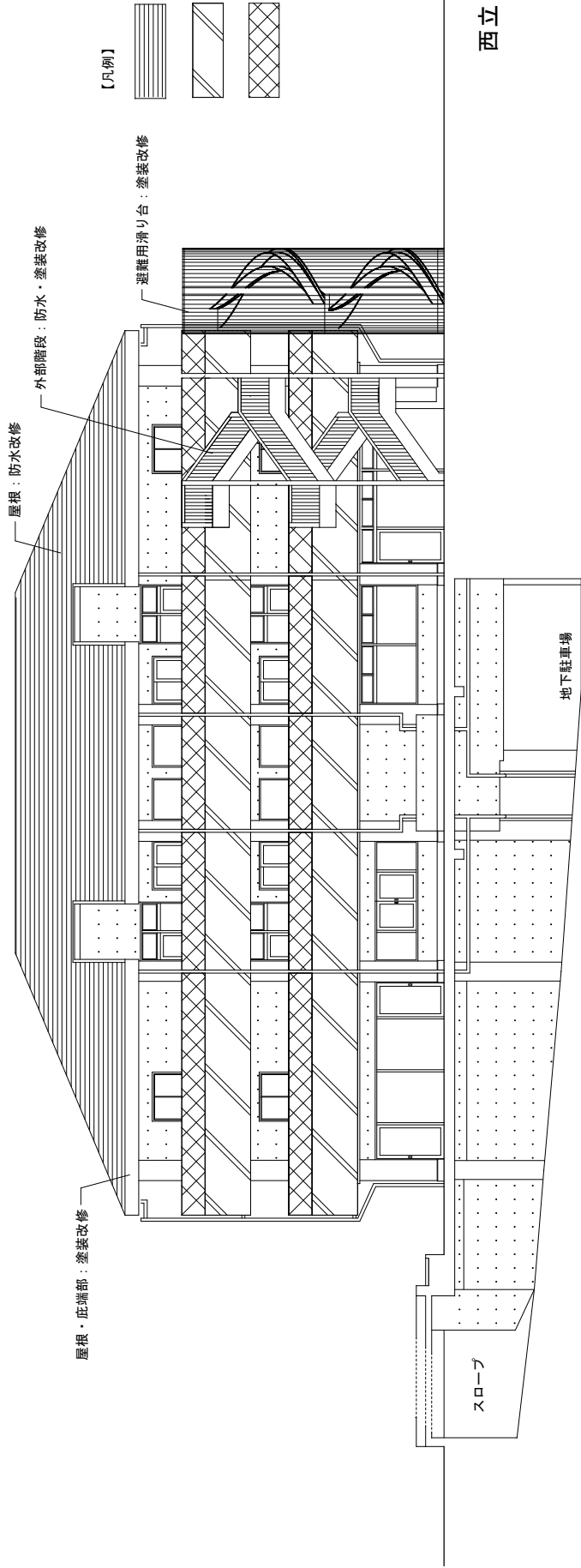
屋上平面図



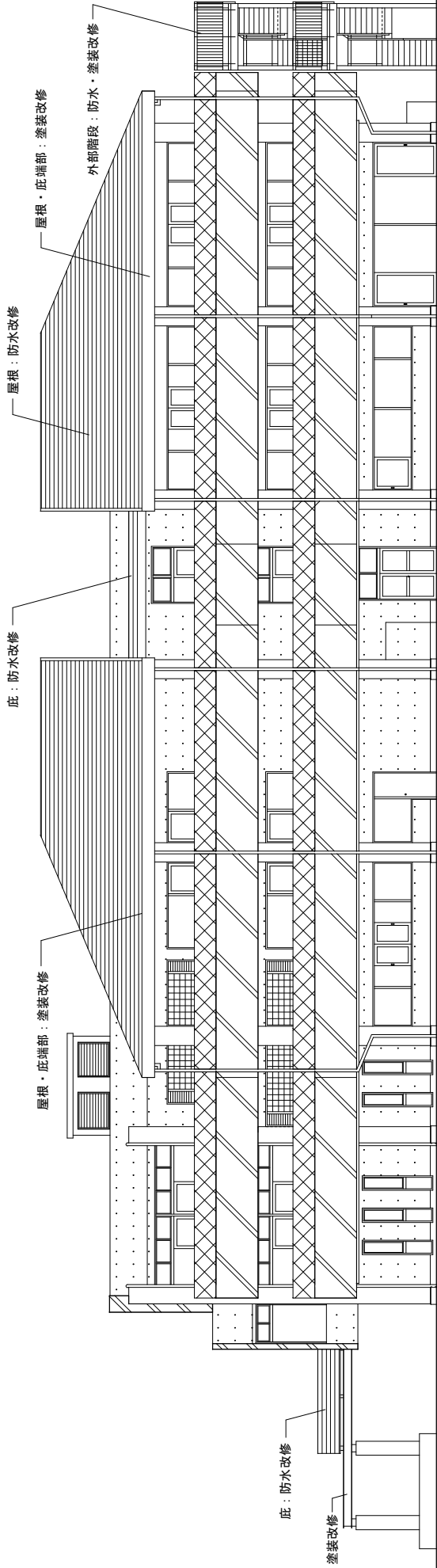
東立面図



南立面図



西立面图



北立面图

議案第 37 号

三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定  
管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定  
管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                            | 指定管理者                                      | 指定の期間                             |
|--------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------|
| 三鷹市総合スポーツセンター<br>三鷹市新川六丁目37番1号 | 三鷹市上連雀六丁目12番14号<br>公益財団法人 三鷹市スポーツと<br>文化財団 | 令和4年4月<br>1日から令和<br>9年3月31日<br>まで |
| 三鷹市生涯学習センター<br>三鷹市新川六丁目37番1号   |                                            |                                   |

提案理由

三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者を指定するため、本案を提出します。



## 参考法令

### 地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 38 号

三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                           | 指定管理者                                  | 指定の期間                 |
|-------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|
| 三鷹市新川テニスコート<br>三鷹市新川六丁目23番13号 | 三鷹市上連雀六丁目12番14号<br>公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 三鷹市大沢総合グラウンド<br>三鷹市大沢五丁目7番1号  |                                        |                       |

提案理由

三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

## 参考法令

### 地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 39 号

三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹中央防災公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹中央防災公園の指定管理者を次のとおり指定する。

| 施 設                       | 指定管理者                                  | 指定の期間                             |
|---------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 三鷹中央防災公園<br>三鷹市新川六丁目37番1号 | 三鷹市上連雀六丁目12番14号<br>公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団 | 令和4年4月<br>1日から令和<br>9年3月31日<br>まで |

### 提案理由

三鷹中央防災公園の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

## 参考法令

### 地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 40 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第 6 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝



議案第 41 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 42 号

令和 2 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 43 号

令和 2 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 2 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 44 号

令和 2 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和 2 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 45 号

令和 2 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 46 号

令和 2 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 47 号

令和 2 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和 2 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるとともに、令和 2 年度三鷹市下水道事業会計決算を、同法第30条第 4 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝